

# 糸島市立深江小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

## ○ はじめに

いじめの問題は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめの問題は、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心して学校生活を送る中、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるように、いじめのない学校づくりに全力で取り組まなければならない。

本校では、家庭・地域社会・関係諸機関との連携のもと、いじめの問題の未然防止及び早期発見に取り組み、いじめの問題がある場合は適正且つ迅速にこれに対処するために、国の「いじめ防止対策推進法(第二十二条)」、「福岡県いじめ防止基本方針」をもとに、「糸島市立深江小学校いじめ防止基本方針」を定める。

## ◇ 目 次 ◇

1 学校のいじめの問題に対する考え方 (1) いじめの定義 (2) いじめの問題に対する基本的な考え方	6 いじめ問題の未然防止、早期発見・ 対処の取組 (1) いじめの問題の未然防止 (2) いじめの問題の早期発見の取組 (3) いじめの問題への対処の取組 (4) 重大事案への対応
2 いじめの問題防止等対策のための組織 (1) 組織の名称 (2) 組織の構成 (3) 組織の役割 (4) 組織の運営	7 ネット上のいじめの問題の対応
3 関係機関との連携	8 新型コロナウイルス感染症及び新型コ ロナワクチン接種等によるいじめへの対応
4 報告体制	9 教育相談体制
5 教職員研修	10 保護者・地域等への働きかけ
	11 学校評価
	12 年間計画

## 1 学校のいじめの問題に対する考え方

### (1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

### (2) いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには、様々な特質があり、以下の8項目は、教職員がもつべきいじめの問題についての基本的な認識である。

- ① いじめとは、どの児童にもどの学級でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめの問題は、どの子どもにも、どの学級でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校内外での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの被害・加害という二者関係だけではなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰属の構造上の問題（例えば、無秩序性、閉鎖性、絶対的な支配性等）により、「聴衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることも必要である。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称

いじめ問題対策委員会（支援委員会）

### (2) 組織の構成

校長 教頭 主幹教諭 生徒指導担当 人権教育推進担当 養護教諭

必要に応じて、該当児童関係職員、PTA会長、学校運営協議会委員、カウンセラー、スクールサポーター等の外部専門家

### (3) いじめ問題対策委員会の役割

- ① いじめの問題に関する情報の収集・記録及び共有
- ② いじめの問題の事実の確認、対策の立案
- ③ 該当児童への指導、該当保護者への対応
- ④ 学級への指導体制の強化、支援
- ⑤ 外部組織への協力依頼、又は警察への通報
- ⑥ いじめ問題の防止及び早期発見のためのアンケート調査等の実施と結果分析、管理
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し

### (4) いじめ問題対策委員会の開催

月1回の定期的で開催する。また、緊急時に開催する。

## 3 関係機関との連携

### (1) 糸島市教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合は、速やかに糸島市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けるようにする。

### (2) 糸島警察署との連携

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案については、早期にスクールサポーターや糸島警察署、少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。また、児童の生命・身体安全、財産が脅かされる場合には、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

### (3) 地域等その他関係機関等との連携

いじめた児童の背景に、児童の非行や家庭のかかえる困難さなど様々な要因も考えられることから、民生委員・児童委員等や児童相談所の協力を得ながら対応する。

## 4 報告体制（別紙1）

## 5 教職員研修

いじめの問題を防止するためには、教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止する具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのために、教職員の資質の向上を図る研修を計画的に行う。

- (1) 4月当初の「学校いじめ防止基本方針」の理解を深める研修会の実施
- (2) 4月当初の「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施
- (3) 各週毎の「子どもを見つめる会」による情報交換・指導内容の交流の実施
- (4) 生活アンケートやいじめの問題に特化したアンケート、教育相談による結果を踏まえた研修会の実施
- (5) 夏期休業中の「実践レポート研」による実践の交流の実施
- (6) 専門家を招聘した研修会の実施

## 6 いじめの問題の未然防止、早期発見・対処の取組

### (1) いじめの問題の未然防止

#### ① 教職員

- ア 児童一人ひとりとの信頼関係を育み、共感的な人間関係づくりを進める。
- イ 全ての児童が参加・活躍できるわかる授業づくりや学校行事の工夫を進めるとともに、命の大切さや規範意識を学ぶ道徳の時間の充実や特別活動を通してのよりよい集団の在り方及び人権についての学習を学校生活全般において行う。
- ウ 授業を担当する教員全員が公開授業を行い、相互の授業や児童の様子を参観し合う機会を設ける。
- エ チャイムを守って行動することや授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方の指導等の学習規律の指導、学校の決まりを守ることの指導を共通認識し実践する。
- オ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、教職員相互が言い合える雰囲気や機会を重要視する。
- カ コロナ禍において、保護者集会（PTA総会・学年学級集会・PTA研修会等）の実施開催は困難であるが、あらゆる機会と手立てをとり啓発及び協働していく。
- キ 学校だより等を活用した啓発を行う。

また、いじめの問題の防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対して、いじめの問題を防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、ネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるような啓発を行う必要がある。

#### ② 児童

- ア 「みんなちがってみんないい」の価値観のもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心と態度を身に付ける。
- イ 児童がいじめの問題を自分のこととして考え、いじめの問題を起こさず、いじめの問題を解決するような自ら活動できる集団をめざす。
- ウ 他者の役に立っていると感じ取ることができる有用感や困難を乗り越えることができる進取性を身に付け、自己肯定感を高める。
- エ 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見てただけで、自分には非はない」「些細な嫌がらせや意地悪だ」などの考えは誤りであることを学ぶ。

#### ③ 保護者・地域社会

- ア あいさつや地域での活動を通して、子どもとの関わりを大切にする。
- イ より多くの大人と関わる中で、いじめ問題の未然防止や早期発見につながる場合もあるこ

- とから、地域の活動や取組などへの参加を促す。
- ウ 学校への連絡・相談を遠慮なくすることが、いじめ問題の未然防止や早期発見につながることを理解していただく。

#### (2) いじめの問題の早期発見の取組

- ① いじめの問題につながる行為を見逃さず、常に教職員間で情報の共有を図る。
- ② 毎月の生活アンケート調査を実施し、実態の把握に努める。
- ③ 適宜、教育相談を実施し、実態の把握に努める。
- ④ 学校生活全般を通して児童の様子を観察したり、日記指導や個人ノート、連絡ノート等を活用したりして、実態を把握する。
- ⑤ 保護者との連携を通して、情報の把握に努める。
- ⑥ 校内支援委員会を開催し、情報の収集に努め、対応等について協議する。

#### (3) いじめの問題への対処の取組（※「危機管理マニュアル」参照）

- ① いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ問題対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ 被害児童のケアは、養護教諭やＳＣ、ＳＣＳＶ、及び専門機関と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童とも保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら、家庭との連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において教育を受けられるようにするために、必要な措置をとる。
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えることができる。出席停止等の懲戒処分は、本人の懲戒という観点ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けるものである。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

#### (4) 重大事態への対応

- ① 次の場合は、重大事態としてその対処を速やかに行う。
  - ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合）
  - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（不登校の定義をふまえ年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安に関わらず、糸島市教育委員会又は学校の判断により調査に着手する。）
- ② 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
- ③ その後、糸島市教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査・措置を行う。

※ 学校を調査主体とした場合の組織及び対応（別紙2）

## 7 ネット上のいじめの問題への対応

ネット上のいじめの問題の未然防止には、インターネットの特殊性による危険性を十分に把握した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

また、早期発見には、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。児童のタブレットや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

※ ネット上のいじめの問題への対応図（別紙3）



## 8 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種等によるいじめへの対応

### (1) 未然防止

新型コロナウイルス感染症等の流行性感染症による欠席等や新型コロナワクチン接種に伴う児童に対する偏見や差別等が起きないために、児童及び家庭や地域に対して、感染症等の正しい知識の周知や道徳教育の充実に努める。また、心理や福祉を専門とするスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等による職員研修の充実にを図る。

例えば、ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別やいじめがおきることがないように、学校においては、① 接種が強制ではないこと、② 身体的理由等により接種ができない人や望まない人があり、その判断は尊重されるべきであることなどを子どもに指導し、保護者にも理解を求めていく。

### (2) 早期発見

新型コロナウイルス感染症等の流行性感染症によるいじめや新型コロナワクチン等の接種に伴ういじめを認知した場合は、いじめを受けた児童への心のケアに対して、心理や福祉を専門とするスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して迅速な対応を図るとともに、いじめを行った児童をはじめ、全児童に対して、再度偏見や差別等が起きないための道徳教育等を実施する。

## 9 教育相談体制

- (1) QUアンケート結果の考察と対応策を検討し、職員研修で共通理解を図る。
- (2) 毎月の「生活アンケート」をもとに、各担任が教育相談を行い、児童一人ひとりの理解を深める。
- (3) 児童の心情や状況を把握していくために、定期的な面談を実施する。
- (4) 児童の実態に応じて、スクールカウンセラー等と連携し教育相談を行う。
- (5) 児童に、「相談ポスト」や「子どもホットライン24」などの相談窓口があることを周知する。

## 10 保護者・地域等への働きかけ

- (1) 学校の「いじめ防止基本方針」等について保護者や地域の理解を得ることを通して、家庭や地域にいじめの問題の重要性の認識を広め、保護者・地域住民を巻き込んだ防止対策を効果的に推進する。
- (2) PTAの各種会議や集会、家庭訪問や個人面談等の機会を利用して、いじめの問題や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進する。
- (3) 日常的に、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にし、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめの問題に対しての理解・協力を得る。

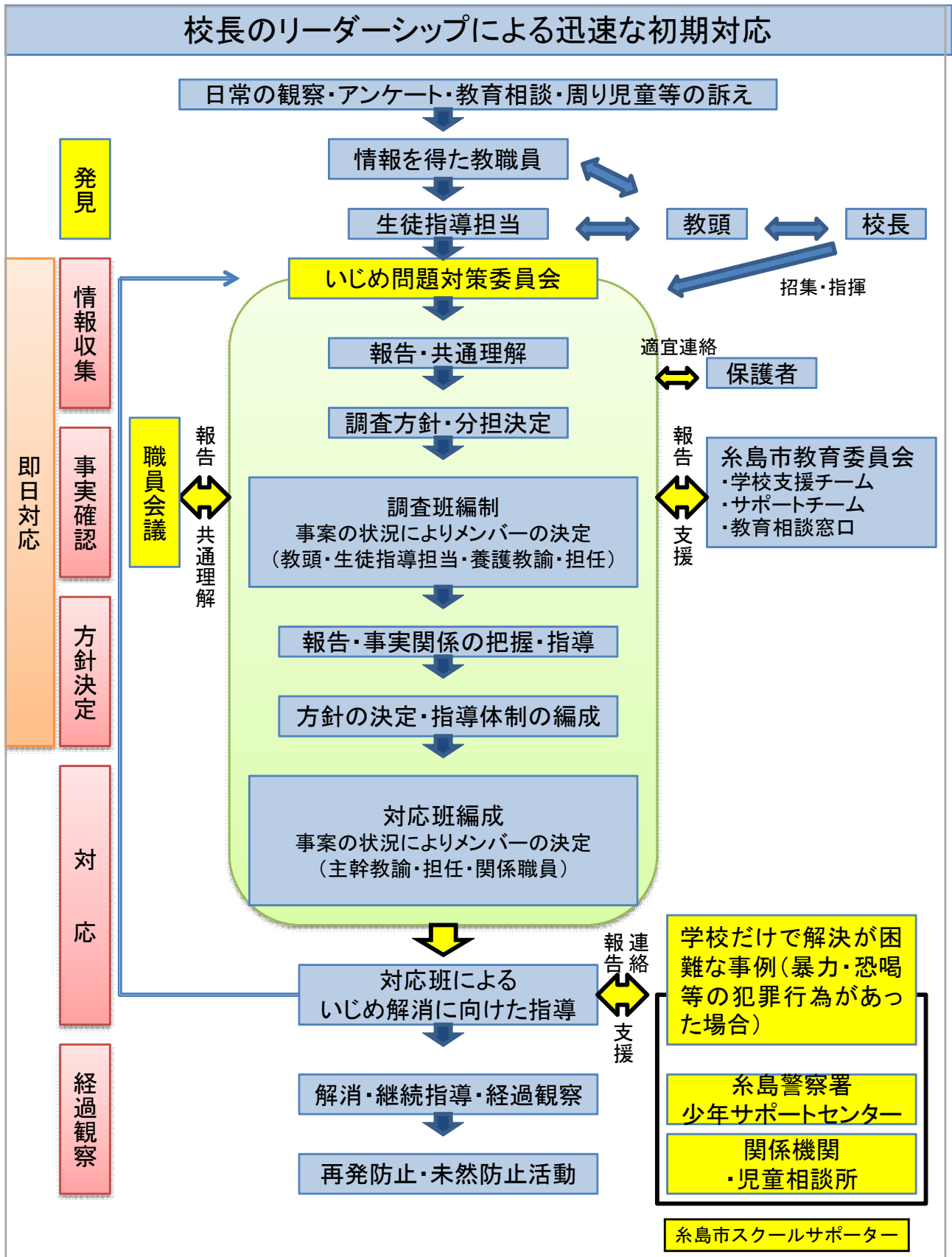
## 11 学校評価

教職員評価において、いじめの問題を取り扱うにあたっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への具体的な取組状況を評価する。その際、いじめの有無や件数のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめの問題が発生したときの迅速且つ適切な対応、組織的な取組等が評価されるようにする。

## 12 年間計画

	教職員の活動 (子どもを見つめる会は隔週開催)	児童の活動 (行事を通じた人間関係づくり)	保護者への啓発
4	○いじめ防止基本方針についての検討「いじめ防止対策委員会」(支援委員会A) ○いじめ問題対策に関わる共通理解(職員会議) ○児童の情報交換(子どもを見つめる会) ○アンケート実施	○学級開き・学級のルールづくり ○入学式 ○歓迎遠足 ○第1回全校集会	○いじめ防止基本方針の説明・啓発(PTA総会)

5	○いじめ防止対策委員会 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施	○土曜日授業（海岸清掃） ○お弁当の日 ○ブロック開き ○第2回全校集会	○保護者との情報交換 （第1回参観集会）
6	○いじめ防止対策委員会 ○QUアンケート実施 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施 ○教育相談週間	○6年修学旅行 ○平和の集い	
7	○いじめ防止対策委員会 ○QUアンケート結果をふまえた考察と 対応策の共有（校内研） ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施 ○実践交流会（校内研）	○5年自然体験教室	○保護者との情報交換 （第2回参観集会）
8	○生徒指導に関する研修会（校内研）		
9	○いじめ防止対策委員会 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施		
10	○いじめ防止対策委員会 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施 ○教育相談週間	○運動会 ○第3回全校集会 ○秋の遠足	○学校評価アンケートの実施
11	○いじめ防止対策委員会 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施	○お弁当の日 ○持久走大会 ○第4回全校集会	
12	○いじめ防止対策委員会 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施	○土曜日授業 （あったか二丈人権の日） ○第5回全校集会	○保護者との情報交換 （第3回参観集会）
1	○いじめ防止対策委員会 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施		
2	○いじめ防止対策委員会 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施	○お弁当の日 ○卒業を祝う会	○学校評価アンケートの実施 ○保護者との情報交換 （第4回参観集会）
3	○いじめ防止対策委員会 ○児童の情報交換（子どもを見つめる会） ○アンケート実施	○卒業を祝う会	



## 学校を調査主体とした場合の組織及び対応

### 1 学校に、重大事態の調査組織の設置



- 「いじめ問題対策委員会」を母体とし、当該事態の性質に応じて切な専門家を加える。
- 組織の構成は、専門的知識及び経験を有する学校外の専門家を加える。

### 2 調査組織で、事実確認を明確にするための調査を実施



- いじめ行為の事実関係を客観的に、網羅的に明確にする。
- 当該児童、保護者、教職員、関係児童等からの聴き取りによる調査を行う。また、これまでの調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- 加害者と被害者、時間と場所、内容、背景と要因、期間、指導の経緯等を把握する。

### 3 調査内容の記載と今後の支援方策の検討



- 重大事態の発生から一ヶ月の目途に、調査結果を書面にまとめる。
- 調査結果をふまえて、当該児童が学校に復帰できるよう、家庭と連携して今後の支援方策を検討する。

### 4 いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供



- 明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- 関係者の個人情報には十分配慮する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- 得られたアンケートには、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、調査に先立って調査対象能治道や保護者に説明する。

### 5 調査結果を糸島市教育委員会に報告



- いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。

### 6 調査結果をふまえた必要措置



- 指導のねらいを明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を明確にする。
- 糸島市教育委員会、関係機関との連携を図る。



## ネット上のいじめの問題への対応

### 1 ネット上のいじめとは

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイトでのいじめ

◇匿名性により、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思い、心理的ダメージが大きい。

- SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)から生じたいじめ

◇掲載された個人情報や画像は、情報の加工が安易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。  
◇スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する可能性がある。

- 動画共有サイトでのいじめ

◇一度出した個人情報は、回収することが困難だけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

### 2 未然防止のためには

学校のきまりの遵守、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

#### 保護者への啓発内容

- 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは保護者であり、フィルタリングだけでなく危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話等をもたせる必要性について検討すること。
- ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、認識すること。
- 早期発見の観点から、メールを見た時の表情の変化など、小さな変化に躊躇なく問いかけ、即座に学校に連絡すること。